

### 第3回国立市保育審議会議事録

**日 時** 平成28年2月2日(火) 午後7時～午後9時  
**会 場** 国立市役所3階 第1・第2会議室  
**出席委員** 委員 10名  
(新開 よしみ、竹内 幹、近藤 佳子、和田 美佳、川田 あゆみ、北島健太郎、  
神田 憲治、川上 冴子、江良 志津子、大瀧 みどり)

**内 容** 1. 公立保育園の民営化についての基本的な考え方  
2. その他  
・日程について

第4回 平成28年2月17日(水)午後7時00分～ 場所：未定

**【会長】** 委員がまだお見えになっていませんけれども、定刻になりましたので、第3回保育審議会を始めさせていただきます。

まず、配付資料の確認をよろしくお願いいたします。

**【事務局】** それでは、本日机上に配付をさせていただきました資料の確認をさせていただきます。

第3回国立市保育審議会の次第と、以前にお配りしております資料1、公立保育園民営化についての基本的な考え方について一部内容を差しかえておりますので、今日机上に置いてありますものを本日の資料としてお使いいただければと思います。それと参考資料ということで、国立市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査報告書、分厚い冊子ですが、26年3月東京都国立市と書いてあるものになります。

**【事務局】** 机上にはない。

**【事務局】** 今のニーズ報告書は事前に配付をしているということですので、今日は資料1の差しかえだけしておりますので、ご確認をお願いいたします。

**【会長】** 資料のご準備はよろしいでしょうか。

それでは、本日の議題は、公立保育園の民営化についての基本的な考え方についてになります。資料の1枚目にございますように、国立市における保育サービスの現状分析について、公立・私立保育園の保育サービスについてこれまで確認してきたことだと思われま。

次の2ページになりますけれども、前回第2回の審議会にて確認できた事項ですが、まず、これまでの公立・私立保育園の運営について、公立保育園では、古くは50年の歴史をもつなか、子どもたちの成長を見守ることを大切に、一貫した保育を行うための職員体制を維持できるよう努めている。また、人との関わりが大切であることなどから異年齢交流による行事や体験を大切にしている。これまでに産休明け保育やしょうがい児保育、延長保育など保護者の要望に応えながら職員会議などの合議制により、その年の子ども達にあった年度の行事・計画をたてて保育を行っている。

私立保育園では、古くは60年の歴史をもち、専門職の職員研修などによる職員の質の向上環境に努め、公立保育園同様に異年齢交流や合同保育などを取り入れた保育を行っている。特に近隣に居住

する職員を採用することにより、緊急時などに柔軟な対応ができ、また地域の人とのつながりを大切にしている。

公立・私立保育園とも、異年齢交流、合同保育、専門研修など多岐にわたる保育を実施し工夫している。これまでの各園の長い歴史における保育実績を積み、園毎に個々の保育観や保育手法は異なっているが、保育所保育指針に基づく一定基準の保育が行われている。保育水準については、保護者懇談会、クラス交流やアンケートなどによる保護者からの要望・意見を丁寧に聞き取り、実行していることや、既に私立保育園では第三者評価を行っていることなどから、公立保育園、私立保育園に係らず、各保育園では高い水準の保育を目指している。

また、幼稚園では、共働き家庭の保護者は預かり保育などを利用し、保護者が子育て施設を選択していることなどから、もっと保育園、認定こども園など全体の子育てサービスで、子育て世代のそれぞれのニーズに沿った保育・幼児教育の環境を整えることが大切である。

ということで、公私ともに一定の水準の差がない保育が行われてきたことが確認されたと思います。

また、求められている保育として、現在、一時保育は2か所で実施していますが、子ども・子育て支援事業計画において更に1か所を必要としていることが確認されました。

第2回までの確認事項について、補足、あるいは追加のご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、前回後半で少し世田谷区の民営化の事例を見ましたけれども、もう少し民営化の基本的な情報を先に確認させていただきたいと思います。資料の7ページになります。こちらの説明をよろしくお願いたします。

**【事務局】** では、私からご説明させていただきます。

まず、2番として保育園民営化の現状ということでお示しさせてもらっていますが、認可保育所の設置根拠ということでご確認ですが、まずこちらは、児童福祉法第35条によって定められてございます。公立保育園につきましては、市町村は、あらかじめ、厚生労働省で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。

私立保育園につきましては、国、都道府県及び市町村以外の者は、都道府県知事の許可を得て、児童福祉施設を設置することができることとなっております。

四角の中で図式されておりますが、まず保育の実施方式、こちら認可保育園につきましては、まず市町村が保育の実施主体という形になりまして、こちらに示させていただく市との関係になっておりまして、また、利用されるお子さんを預けられる利用者との関係でございまして、まずは、利用者との間で契約関係という形になります。お子様を預ける、預けない等、こちらによって入所申込により入所ができるかどうかの決定を行うことになっております。

そして、保育料についても利用者は、各事業者に保育料を支払うのではなく、あくまでも利用者から市に保育料として納めていただく形になっております。そして、今度サービスの提供ということで、利用者との関係につきましては、それぞれ公立保育園と私立保育園につきまして、同じような利用、そちらの入所が決定した保育所へお子さんを通わせる形になっております。

市と公立保育園の関係につきましては、保育の直接実施という形になりますので、市が公立保育園を直接、指導監督していく形になっております。

そしてまた、私立保育所等の関係ですが、こちらは市が保育の実施主体として認可の私立保育所に対して契約を結び行うものになります。保育の委託実施、そして委託費用（運営費）支払いを行って

いく形になっております。

それと保育の実施方法という形になりますが、これはまた繰り返しになるかもしれないんですが、市は保育を実施する際に、公立保育園で直接実施するか、民間の私立保育園に委託して実施するかのいずれかの方法により保育サービスを提供しています。いずれの場合も、利用者と市の契約関係は変わりません。保育園における民営化とは、「保育の実施」という公共サービスを民間に委託して提供するものでございます。

引き続きまして、8ページのご説明をさせていただきます。

今、審議していただいている民営化でございます。こちら民営化につきましては、移管していく形と委託する形がございます。

まず移管という形では、公立保育所自体を廃止し、民間の保育所を新設する方式。これは民設民営という形です。そして、設置主体、運営主体ともに市から法人に変更となります。土地は、もともと市のものであれば貸与、また市が別で借りていれば、今度は、直接土地の持ち主と民間業者が貸与関係になることとなります。建物については、市がそのまま使っていたものを新しく移管するところに譲渡するケースが多いとなっております。

次に、委託の形です。こちらは公立保育所のまま、運営のみ委託する形になります。これは公設民営という言い方になります。あくまでも運営主体は、市が保育園の設置者となっていて、中身、仕事の内容について委託していく形がございます。かつて国立市においては、北保育園というところが、今、北保育園の運営は、国立保育会にやっけていただいておりますが、最初に設置されるときには、都営住宅の施設内ということもあり、国立市が設置主体となって、その運営を国立保育会に実施していただいた公設民営という形がございました。

続きまして、こちらの表でございます。こちら大きく横方向に方式となっております。こちら直営（公設公営）、そして、先ほどご説明した委託（公設民営）、そして移管（民設民営）という形であらわしております。これを下に読んでいってもらいますと、まず保育所という形は、公立（市立）保育所という形になります。移管となると、民間（私立）保育所というものです。

設置主体としては、公設公営、公設民営とも国立市となっておりますが、国立市が行う形、そして移管となれば社会福祉法人、こちらは現在、学校法人、NPO法人、市町村によっては株式会社を認めている形となっております。

続きまして、運営主体でございます。こちらは、国立市、または委託であれば公設民営、運営主体ということなので、設置しているのがあくまでも市なんです。直接運営主体として行うのが国立市となって、これが公設公営。そして公設民営の場合には、国立市が設置主体なんです。運営する主体は、社会福祉法人です。そしてまた、右に行ってください、民設民営については、設置主体、運営主体とも社会福祉法人、または学校法人、NPO法人という形となっております。施設の所有関係につきましては、これは国立市に限って言いますと、公立保育所、公設公営については市が所有しております。

また、公設民営、かつてあったものについては、市の所有ではなく、実際には東京都だったりするんですけども、今後、公設公営という形になるのであれば、建物自体は市が全て所有していますので、市所有という形になっています。そして民設民営ということになると、今後は、この建物については、無償、または何らかの有償の形で譲渡していく形になってございます。

そして、職員の体制なんです。直営の方式については市職員（公務員）が直接運営事業を行って

いく。そして、公設民営、民設民営とも法人職員が、保育士なり何なりで実施していただく形になります。

運営費につきましては、公設公営、公設民営とも一般財源で行われます。(委託料)となっているのは、公設民営についての形でございます。そして移管の形の民設民営については、保育所運営費(公費負担)ということで、7ページの表にあったように、市が運営費をお支払いして保育園を民間の方に運営していただく形になっております。

以上、7ページ、8ページの説明でございます。

**【会長】** 7ページ、8ページ目の説明についてご質問でございますでしょうか。よろしいでしょうか。そういたしましたら、その次のページですけれども、前回民営化の実績事例ということで、世田谷区の報告書、そういうのが回答されていたと思います。この中で、特に次の10ページ、11ページから世田谷区の例の場合に民営化において必要な視点ということで、世田谷区の例を、これから国立市のことを考えていくための参考資料として配付されております。こちらは、事前にお目通しいただいておりますでしょうか。何かこの世田谷区の事例についてのご質問等ございますでしょうか。お願いします。

**【委員】** これは世田谷区の事例ということであって、これに向けて、例えば民営化においての目的が3点示されているんですが、これはあくまでも世田谷区のことであって、国立市はこれに当てはめないということ。

**【会長】** そうですね。あくまで参考ということで、国立市は国立市できちんと目標を、考え方、目的を示したいと思っております。

そのあたりを次の12ページから検証ということで、国立市の目的の1つの案ということで事務局からこういった資料を出していただいているということです。

そちらの議論に進めさせていただいてよろしいでしょうか。随時、世田谷区のものも参考にしながらになると思いますけれども、12ページに行きます。「国立市における保育民営化の基本的な考え方」の検証になりますが、まず確認事項1、国立市の背景、基本的な考え方、目的というのは、諮問書の中にも書かれておりますように、国立市では、超少子高齢化・人口減少社会を背景に、将来の社会基盤を支える子どもを、従来にも増して“子は国立市の宝”と捉え、子どもの利益を最大限に尊重することとしております。そのためにも、子どもの健やかな育成と女性の社会参画への積極的な支援及び総合的な子育て支援の更なる取り組みを進め、“国立で育ち国立で子育てをしたいと思える街”を目指します。

2点目ですが、核家族化や共働き家庭の増加、就労形態の多様化が進み、これに伴い、質の高い幼児期の教育・保育の提供、多様な子育て支援の充実、保育所の待機児童の解消などの子育て支援へのニーズが一段と増加しております。なかでも待機児童の解消に向けて保育の受け皿の拡充は、国立市にとっても喫緊の重要課題として挙げられております。

3点目として、国立市は、今後、待機児解消や必要とされる保育サービスの更なる充実と提供を進めるため、限られた財源のなかにおいて、公が提供しているサービスの役割を見直しながら、民が提供できるものは民に移行し、そこから生まれる効果を最大限に活用することで持続可能なサービスを提供する必要があります。というふうに諮問書には書かれております。

そこで、四角の中ですけれども、社会経済の伸び悩みや女性の社会参画が足踏みしているなか、雇用においては、一定水準の条件を備えた雇用環境の整備が求められており、行政においては、こうし

た社会環境に影響している貧困に苦しむ子育て家庭への手厚い支援が求められている。なかでも一人親家庭において、この問題に直面している状況は看過できず、経済的支援とともに各家庭のニーズにあった保育サービスを早急に進める必要がある。また、子育て家庭全般に対しては、増加する保育需要への対応や、就労形態の多様化に対応できる保育サービス、更には質の高い幼児期教育などへの保護者の関心が高まるなどの様々な保育ニーズに応えていくことが求められている。

特に待機児課題が解消されていない現在、保育を受ける必要がある児童において、同じ条件で保育の受け入れができていない児童に対して市は、公平な保育環境を早急に整える必要がある。平成27年4月1日現在、待機児童119人です。

保育環境を整えることは市全体の課題であるため、保育水準を担保することを前提に、公立園・私立園を区別することなく保育サービス全体の課題として取り組む必要がある。そのために市は、民営化により得られる効果を生きて家庭への支援に対して最大限活用できるよう努力しなければならないというのが、国立市の保育民営化の背景、基本的な考え方、目的ということで案として出されておりますが、こういった視点でいかがでしょうか。ご意見、ご質問よろしくお願いたします。

【委員】 質問してもいいですか。

【会長】 お願いします。

【委員】 民営化によって得られる経済的な効果と、それ以外の効果があるかと思うんですけども、財政面での経済的な効果を生きて家庭への支援、子育て支援に使うということを明記していただけるのでしょうか。それともそこで得られた財源はほかの福祉とか別のものにも回される可能性があるのかという、ここを削られて違うところに行ってしまうというのは、何か違うかなという気がするんですが、市のお考えを伺えたらと思うんですけども。

【会長】 市のお考えということで、こちらの意見としては入れたいということでもよろしいでしょうか。

【委員】 そうですね。

【会長】 一番最後のところでよろしいですか。最後の一、二行ですけども、「民営化により得られる効果を生きて家庭への支援に対して最大限」という最大限が最大限だと、全てということでは読み取れないというご指摘かと思っておりますけれども。

【事務局】 よろしいですか。

【会長】 お願いします。

【事務局】 今なかなか財政を健全化して、そのお金を私立全体の一般財源という形になっているので、どういう方向で使っていくかという今後については、なかなかお約束できるかどうか難しいんです。ただ、公立保育園は民営化した場合に、実際に保育を行った費用について、国、都から補助金がもらえる形になるので、そちらの運用については、そのまま実際の保育を民間として使った場合には、そのままおりてくるという形になるので、目的的な費用になるので、それを何かほかにも回すということではなくなると一般的には考えてよろしいかと思っております。

ただ、その後の国とか都からおりてくる運営費以外に、例えば建物の維持管理であったりとか職員の配置であったりとか、そういうところで生まれたところはどうしていくんだということになると、全体的なことで市の子育て、子育ての行政の中でどう運営していくかということになるんですが、この後確認事項で挙げさせていただいている待機児童対策であるとか、一時預かりとか養育が困難な家庭への支援とかいろいろな今後の子育て、子育てに関する実施していく行政の課題がいっぱいある中

で、当然そこで得られた財源というのは、そちらに使われていくと市では考えています。

【会長】 いかがでしょう。

【委員】 確約はできないということですかね。わかりました。

【事務局】 なかなかほかに回していく余裕はないということです。

【委員】 わかりました。

【会長】 お願いします。

【委員】 2つ目の丸のところ、「質の高い幼児期の学校教育」という記載があつて、ちょっとそこが気になったんですけども、例えば、子どもの利益を最大限にということ考えたときに、果たして保育を行うに対して教育が必要なのかなと、ほんとうにそこが子どもにとって最大限の利益になるのかなというのを、前回のことを考えたんですけども、例えば、公立保育園だったら週に3回も4回も外に、結構公園とかに連れていっていただいて、すごい活発に四季を感じて遊ばせてもらっているんですけども、やはりそこで脳が刺激されていると思っているんです。

例えば、私立保育園では外部講師の方が来られて教育をされているとお伺いして、それはそれで素敵なことだと思うんですけども、果たしてその時期にそういう教育をするのが子どもにとっていいことなのかなと前回から思っていて、例えば、教育をさせたいのは親の思いだったりするので、ほんとうの子どもの利益はどこにあるのかなということを考えていたため、ちょっとここの学校教育というのが少し疑問に思います。

【会長】 今のご意見について何かございますでしょうか。

【委員】 ちょっといいですか。今おっしゃったのは、教育という部分は、教科的なものをおっしゃっているのでしょうか。

【委員】 はい。

【委員】 そうすると、やはりもっと広い幼児教育というのも保育園であろうが、その年齢にふさわしい刺激とか環境的なものとか、それから、保育指針も幼稚園教育要領も見たところで一斉的に形としてはやるものを捉えてらっしゃるのか、その辺が教育そのものを逆にどういうふうに捉えていらっしゃるのかなとちょっと思ったんですけども。

【委員】 何か年齢に合った教育というのはもちろん必要だと思いますし、例えば小学校に行くにあたり年長であればはさみの使い方とか、ちょっと椅子に座っている、そういうのも実際に保育園で行ってくださるだけでもいいと思う方もいると思うんです。なので、ほんとうにここの学校教育的な教育が保護者のニーズにあるのかなというところなんです。

【会長】 おそらく学校教育という表記をなされたのは、幼稚園というものは、学校教育なんです。今、おっしゃったように、保育所であっても幼稚園であっても3歳児以上の教育内容は同じものになっています。それは、もしかしたらこの表現を幼児教育というふうに言うのがいいのかもしれないですね。今、保育園の民営化の話をしているのに学校が出てくるのは、やはりなじまないと思いますのでご指摘どおりだと思いますので、こちらを。

【委員】 幼児期の教育。

【会長】 幼児期の教育、はい。では。

【事務局】 こちらの、今、諮問書の内容になってしまうので多分文言訂正は……。

【会長】 もう直せない？

【事務局】 これは直せません。

【会長】 でも、私たちの共通理解としては学校教育ということではなくて、幼児期における、あるいは乳幼児期における教育全般を指すというふうに理解していいですか。

【事務局】 よく新制度のパンフレットが出ると、こういう形の表現を使っていますので、行政的にやや広義に使ってしまったので今の解釈でよろしいかなと思います。

【会長】 おそらくこども園とかになってきますと、必ず学校教育も含むことになりますので。ほかに確認事項1の中についていかがでしょうか。

委員、お願いいたします。

【委員】 前回にもお話ししたんですが、今の委員の意見にも通ずるところだとは思いますが、やはり、今まで国立市の中で未就学の子どもたちを預かっている施設自体が、公立保育園は公立保育園で話し合い、私立の保育園は私立の保育園で話し合い、多分幼稚園は幼稚園で話し合いの場を持たれていたと思うんです。でも、国立市全体のと考えると、みんなが同じように小学校に向かいますので、そういう意味では、ほんとうにそういう囲いを取っ払って、国立市の子どもの未来についてどんなふうな力をつけさせたいか、どんなふうにしていきたいかということは、それぞれのいいところを出し合って、いい方向に進めていくという会を確実に設けていってほしいです。その際には、それぞれの機関だけではなく、先生のようなアドバイザーの方がいらして下さって、方向を導いていただけたらありがたいかなと、そういうものは、やはりつくってほしいと思っております。

【会長】 今のは最後の3行に当たるところですかね、「公立園・私立園を区別することなく保育サービス全体の課題」ということで、幼稚園も含めた国立市全体の幼児期の保育教育についてということを考えていくべきであるということでしょうか。そういった文言を足したいということ。

【委員】 そうですね。前回の審議会のときにもそのことが入っていたと思うんですが、なかなか実現されていなかったようなので、やはり入れておくということは大切なことだと思います。

【会長】 どんなふうに入りますかね。確認事項3あたりですかね。保育サービスの活性化と質の向上に向けての具体的な取り組みということになりましょうか。

【委員】 3の3の。

【会長】 どうですか。

【委員】 3の○の3のところですか。

【会長】 3の○の3。

【委員】 保育の質の向上には、日々の保育を常にというところ。

【会長】 市全体の保育課題というのがここにも出ているんですけども。

【委員】 私もこここのところでも、この仕組みをどうするのか、誰がどのように主体になって進めていくのかということの説明しようと思っていましたので、この部分に関わるのかなと。

【委員】 もうちょっと具体的にそういうことをやったときに検討することかもしれないですね。

【委員】 このときに来たらね。

【委員】 ええ、そうですね。

【委員】 わかりました。

【委員】 そうですね。確認事項5ではなく、具体的に決めるときにそういうことを受けて入れていたらいかがですか。

【会長】 ガイドラインの中であるとか、そういったところで、では、ぜひその件は取り入れていきたいと思えます。

【委員】 よろしくお願ひします。

【会長】 こちらは全体的な考え方とか背景と目的になっていますので、具体的な方法については、また後ほどの課題としたいと思ひます。ありがとうございました。

確認事項1についてはよろしいでしょうか。

それでは、確認事項2のに移らせていただきます。多様な保育ニーズ・保育課題ということで、配付済みであります「国立市子ども総合計画」と「国立市子ども・子育て支援事業計画」さらに「国立市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査報告書」、これは本日配付されたものですが、本日というか、既に郵送済みで今回配付されたものですが、こういったものから抽出される行政課題として、以下のようなことが次のページまでわたって幾つか挙げられております。

まず、待機児解消対策。これが目的のところでも第1に挙げられていたかと思ひますけれども、国立市での認可保育園は、現在4園の公立保育園と9園、平成28年度にさらに1園開園しますが、私立幼稚園があり、そのほか認証保育園2園、家庭的保育事業が3カ所で行われています。平成28年度には認可幼稚園と認可保育園が連携し、1園の認定こども園（小百合学園）が開園し、1園の認可保育所（国立駅高架下）が開園する予定です。

平成27年4月1日時点で、先ほど申し上げましたように、待機児童119人、このうち111人が0から2歳児児童、今後新たに保育施設を新設する必要があります。今後、国立市が平成27年3月に策定した国立市子ども・子育て支援事業計画に沿って取り組みを進める、という課題がまず最初に挙げられております。

2点目、一時預かり事業の拡充。保育園が実施している一時預かり事業では、国立市子ども・子育て支援事業計画に沿って、新たに1施設6人以上の枠の確保に努める必要がある。これはたしか2園が実施していたと思うんですけども、さらにもう一園、もう一施設で一時預かり事業を行うということです。

3点目、養育が困難な家庭への支援としての緊急保育。養育が困難な家庭の相談などを受ける中、一時的に保育が必要とされるケースに対応するために、迅速かつ確実に確保できる緊急保育が必要である。さまざまな事情で子育てが家庭で一時的にできないというケースだと思われまふけれども、子どもと親が離れたほうがいいということも含まれると思ひますが、そういった緊急の場合に、迅速に確実に利用できる緊急保育というものを実施していくということが3点目に挙げられています。

4点目、病児・病後児保育事業。病児・病後児保育事業については、現在1カ所で実施しています。国立市子ども・子育て支援事業計画では、全体の確保必要量が達しているものの、地域性やインフルエンザ流行の時期などに定員が超え利用できないなどのニーズもあることから、2カ所目の設置を検討するとしています。こちらも前回、前々回確認しましたけれども、1カ所から2カ所目の設置を検討していくということですね。

14ページに行きます。長時間延長、休日・年末保育。長時間延長については、子どもへの負担の配慮や親の就労延長の助長にもつながりかねないことなど十分検討する必要があります。また、休日・年末保育については、ニーズの把握や保育事業者との意見交換が必要である。今の延長保育の実態等については、前回資料でお配りしていると思ひますが、さらなる長時間保育ということも検討する必要があるということと、また、休日・年末保育は現在は行っておりまふけれども、どの程度ニーズがあるのか、また、保育事業者との意見交換も必要だということです。

次に、発達が気になる子どもとその家庭への支援。発達が気になる子どもの保育にあたっては、職



員配置の充実により対応を行っています。また、保育士のスキルアップを図るための研修や発達支援室の支援を受け保育環境の向上を図っています。今後も、保育士のスキルアップと核となる職員の養成など体制の仕組みづくりが必要である。こういった研修や支援室の支援というのも先ほど委員がおっしゃってくださったように、全ての公私幼稚園を問わずにそういった仕組みが必要であろうと思われます。

次に、在宅で子育てを行っている家庭を孤立させないための地域子育て支援機能。現在、各保育園では、園庭開放や育児相談などの地域活動を行っています。今後も、関係部署や地域との連携を強め、在宅で子育てを行っている家庭への支援の視点を持ち地域子育て支援機能を担うことが重要である。園に通っていないお子さん、子育て家庭に対しての支援が、現在は園庭開放、育児相談などですけれども、それだけでよいかどうかということの検討も必要かと思われませんが、どのような役割分担をしながら、各園が有機的に地域の子育て全体を支援していけるのかということも考えていく必要があるということですね。

次に、災害時・緊急時の対応。地震や火災などの緊急対応については、各保育園がマニュアルなどに沿って法定で定められた訓練を定期的に行っています。また、災害備品や食料などの備蓄品も各園で対応できるよう整備を進めています。市は今後更に、大災害時における緊急保育などの対応や連携について強化することが重要です。これも市内の各園でどのように連携していくかということ、先ほどの具体的に定例会を持つなどして、こういったことも進めていく必要があるかもしれません。

最後に、成長段階に応じた幼児教育の充実。公立・私立の各保育園で、厚生労働大臣告示の「保育所保育指針」に沿って幼児教育が行われています。各園における幼児教育の在り方などの検証をし、向上を目指すことが重要である。今回の資料にも保育所保育指針については資料が挟まっておりますけれども、健康、人間関係、環境、言葉、表現という保育の5領域に基づく幼児教育をどのように各園で検証し、さらに向上させていくかということも考えなくてはいけないということで、以上、9項目ですね。国立市でこういった保育の課題があり、ニーズがあるということの確認事項ですけれども、ご意見、ご質問はございますでしょうか。

【委員】 一時預かり事業の拡充のところなんですけど、この子育て支援事業のニーズ調査では、70%前後の方たちが特に……。

【会長】 それは何ページになりますか。

【委員】 50ページです。あまり必要としていないということが書かれてはいるんですね。現在、2施設が行っておりまして、稼働率というのがどのぐらい不足しているという現状があって必要ということなのか。実際に公立の保育園でも、これを行っていかうということも出されてはいたんですが、今現在している保育園でも、それが足りているというか、ある程度間に合っている部分もあり、お互い取り合う形ではないですけど、やっぱり運営もありますし、必要以上につくることはということも懸念に入っていたので、どんな状況なのかなと思っています。

【委員】 いいですか。

【会長】 どうぞ。

【委員】 あゆみ保育園の一時保育をずっと利用していたんですけども、もし空きがあつて、キャンセルが出たりして、今からでも入れますよというメールサービスがあるんですけど、それが1年間で来たのが5回ないので、だから定員はいつも充足していると思います。

私は、去年はまだ幼稚園に子どもが入っていなかったもので、まだお医者さんに行きたいとか、いろ

んなことでよく預けていたんですけれども、かなり予約が取りにくくて、直前では取れないですね。だから、もう少し定員があったらいいかなというのと、あと、周りのお母様方の話を聞いていると、あゆみ保育園が南側にあつて、北保育園が北側にあつて、ちょうど真ん中ら辺に空白の地域があつて、あゆみさんは空いてないけど、北が空いてるって言われても、北まで連れていくのはというふうに思われる方もいらっしゃるようなので、個人的には真ん中ら辺にあるというか、中とか西とか東とか、その辺の地域の保育園でも一時保育があれば預けたい方が増えるかもしれません。預けることがいいことかは別として、預けられるなというふうに感じる方が、この利用状況ではなくて、あれば預けたいという方が増えるのかなという気はします。

あと、取りにくいというふうに皆さんが既に思ってしまったという部分もあるかなと思いました。

【委員】 そうですね。このアンケートをとっているのは中のパーセンテージなので、もちろん全員というわけではないと思いますし、そのような意見も伺うと、必要としているという方がいるということなんですね。

【委員】 わからないですけども。

【委員】 空いているのが少ないとかえって聞くと、ほんとうに空いてないですよ。

【委員】 そうですね。大体充足されているというか、そうですね、今日あゆみ保育園から送っていただいたお手紙も、2月と3月はもうキャンセル待ちですと出ていたので、もうあと2カ月分は全部埋まっていると考えると、結構な充足率なのかなと。もちろんお休みされてキャンセルが回ってくるということはあるんですけども、あと7日しか予約できないので。

【委員】 もしかしたら、利用されている方がほんとうに仕事を持っていて、一時ではない形で利用してしまっているということもあるということでしょうかね。

【委員】 そうですね。

【委員】 わかりました。必要なんですね。

【会長】 7割が利用していないと答えていますけれども、3割は必要としているということですし。

【委員】 そうですね。必要はないも7割なんですけども。3割の方が必要としている。

【会長】 何で利用しないかという、必要がない人もいるけれども、それ以外の理由で、先ほど委員から出たように、地域の利便性がよくないとか。

【委員】 預けられない理由だということですね。

【会長】 はい。

【委員】 わかりました。

【事務局】 事務局からちょっと補足でよろしいですか。

【会長】 お願いいたします。

【事務局】 以前、第1回にお配りした子ども・子育て支援事業計画、お持ちでなければ結構なんですけれども、もしあれば、申しわけございません、資料がたくさんで。57ページになります。ありますでしょうか。

56、57ですね。一時預かりという枠、いわゆる保育園で行っています一時預かり以外に、例えばファミリー・サポートとか、トワイライトステイとか、いろんな形があろうかと思えます。その中で、今の保育園で行っています一時保育で、57ページ目の②確保提供量、これはあくまで数字の関

係なんですけれども、そのうちの項目①、②で確保提供量、一時保育事業がございます。これが例えば25年度実績では3,607人、27年度実績では4,080人、これがいわゆる実績においては必要量に対して全体として、いわゆるマイナスというのが出ています。例えば27年度でいえば2,385人。これは比較で見ますと、やっぱり数量としては足りていないという、あくまでもアンケートに基づくデータの確保量ですので、一概にどういふ方がということとは言えませんけれども、こういった比較の中ではまだまだ数量が必要だということで、57ページの上の表の1の事業概要の(3)のところには、こちらに転記してありますように、もう一施設、地域性というものを含めて必要であろうという議論が計画をつくったときにございましたので、そういったことが背景にあらうかと思っております。

以上でございます。

**【会長】** 今年度、27年度には4,080提供したということなんですか。

**【事務局】** この数字は、27年度、2施設で提供できる量がロックされていますので、そういう意味では、ファミリー・サポートとかを含めて、合点ですけど、とりあえず27年度では2,385足りない。ただ、この中で一時保育でどのぐらいの数字というのは、ここにあらわれていないんですけれども、やはり一時保育自体は不足しているという考え方です。

**【事務局】** ニーズ調査、今お配りした参考資料のNの557とか、就学前の児童の772とか、そういったアンケートの数値から推計して、統計学上で出て4,080は妥当であらうという数字を入れてございます。

**【会長】** ありがとうございます。この点はよろしいでしょうか。

**【委員】** はい。

**【会長】** 地域の子育て支援にもつながると思いますので、こういった事業も必要だということで。ほかには9項目について、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

**【委員】** 病児・病後児保育事業なんですけど、地域的には必要な部分も1カ所あるんですが、現在はやっぱり予防接種の普及で感染予防がすごくとられていて、病気の蔓延がとでも少なくなっているという現状があるそうなんです。ちょっと聞いたところ。国立市の2倍の人口の市でも、2カ所あるところは、年間900下回ってしまっていて、800を割ると補助が出なくなったりするという、すごく経営が難しくなってくるということを聞いたりしてしまっていて、現在の国立の1施設でも稼働率というのは、もちろん地域的な部分で、ここだから利用しにくいと、先ほどの一時保育と同じでしょうし、保育園とかに比べますと時間が短かったりとか、お弁当を持っていくとか、保育料がかかるとか、いろんなことがあるかと思うんです。

難しいですね。確かに今みたいな時期に必要なとかはあるかもしれないんですけど、ないときは全くなくてというのが現状として聞いてはいるんですけども。

**【事務局】** 病児・病後児の保育につきましては、今、1施設で1日6人定員ということでお預かりをさせていただいているところなんですけど、月曜から金曜までの利用ということになっている中で、年間押しなべると4.2人ぐらいなんです。そうなってくると、トータルで今回何人の利用者があったので、委託料はこれだけ払いますよとなっていくと、結構ばらつきがあって、特に今の季節みたいなインフルエンザが集中したりすると、予約がなかなかとりづらいなというお声は聞いております。そういったこともある中で、支援事業計画の中では、1日平均4.2人という数字ではあるんですけど、今、国立駅にしかないの、地域性を考えて、谷保駅や矢川駅の周辺に1施設つくることを目標に市

では動いているという形になっています。

あと、公立の保護者会であったりとか、学童連協さん、こちらは学童保育、小学校3年生まで利用できるものですから、そういったものの要望の中でも出てきています。

【会長】 人数の枠を増やすというよりも、地域に分散して、より使いやすいようにそういった施設を、事業を行う施設を増やすということがよろしいですかね。将来……。

【事務局】 あと、それで考えられるのが、新しくできる私立の保育園などが、病児・病後児の保育施設を併用していくということも可能になっていますので、そういったところがあらわれてくると、また違うのかなとは思っていますが。そのままほかに預けなくて、その保育園のままお預かりできるというのも制度的にはありますので。

【委員】 子どもたちがだんだん少なくなっていくかどうかというところは、まだ先かもしれませんが、やっぱりどういうものをつくっていくかと考えていくときに、そういう保育園単独のものというのではなくて、そういう保育施設との流動性があるような施設ということを考えていったほうがいいのかということをおもひまして。

【会長】 ありがとうございます。

【委員】 待機児童解消対策のところ、前回、おっしゃっていた保育士の処遇を改善しないとということがちよっと気になっていて、先ほど委員とお話ししたときに、例えば入れても先生が取っかえ引っかえだったという話をちよっと聞いたので、待機児童解消対策のところに保育士の処遇改善とか、何かしらのことも入れていかなければいけないのかなと思ったんですが、どうでしょうか。

【会長】 はい。

【委員】 次の保育サービスの活性化と質の向上の5番目のところが職員のことで、そこで私も言いたいなと思っていたんですけど、それは大事なことなので。

【委員】 すいません。

【委員】 はい。

【会長】 今どのようなニーズがあって、どんな課題があるかという部分で9項出たところで、その問題は次のところで。

【委員】 はい、すいません。

【会長】 はい、お願いします。

【委員】 どうしてか、10ページの世田谷区の事例なんですけれども、ここの3点のところが多様な保育ニーズの多様ということが1つに挙げられていますので、国立市の場合は、そういう多様な保育ニーズの多様というのは、新たに全ての市をまとめるような1つの総合施設の中に、そのようなものを1園つくって、それでいろんなニーズに応えることができれば、それでできる長時間についても、ほんと2%とか、時間帯も比較的、このアンケートでは2時ごろというのと、6時か7時ごろで、それほど長いというほうの希望も、確かに何%かということなので、全部の保育園がそのように多様化しなくても、1つの園がそういうふうな機能をあわせ持つ施設を1つつくることができれば、国立市の場合はそのニーズは解消できるかなと感じましたので、あわせて。

【会長】 具体的に、どこがどのように担っていくかということをも1つの提案としてそういうご意見がありました。課題がこのような9つであるということではよろしかったでしょうか。こういうニーズがある、多様なニーズがあるということの確認はよろしかったでしょうか。

【委員】 14ページの在宅で子育てを行っている家庭の孤立ということの、保育園も現在のもの

だけじゃなくて、保育園の機能をあげることが先生のお話にありましたので、例えば保育園がかかりつけ保育園みたいな形で、あなたはもし出産したら、この地域の保育園はここですよとして、その保育園が責任を持ってそのお子さんの就学前を見守っていただけるようなことがあるとかかりやすい、その園に相談もしやすいし、いいのではないかなということ。それを全ての保育園が機能として持ってもらえると、600人ぐらい国立市では大体生まれていることなので、いいかなと。

【会長】 そういったことは、また保健師との連携とか、出産、育児のことでなってくるかと思いますが、将来的な国立市の子育て家庭に対しては、各保育園が地域で担当するのはどうかという1つのご提案だったかと思います。

ほかに何かございますでしょうか。はい、お願いします。

【事務局】 ちょっと話が戻ってしまうかもしれませんが、先ほどの一時預かりのお話が議論の中で出ていたかと思うんですが、今回、第3次の子ども総合計画の中でアンケート等をいろいろとっているんですけども、その中で就学前の保護者945人、これは公立、私立の保育園と私立の幼稚園さんにもアンケートをお願いしたんですが、その中で特に実施してほしい子育て支援策の上位10項目の中に、上から6番目ですか、やはり病児・病後児施設の拡充というのが出ていますね。

それと、本日の資料1の12ページで、ひとり親家庭における支援というのがやはり今後ますます高まると。国の調査の中で、ひとり親家庭の貧困率は54.6%と数字が出ている中で、やはりそこというのは、生活のお金云々というより、就労に対する支援ですとか、その間、お子さんをどうするか。また、1人が病気になったときに、来れないからとやめてしまわなきゃいけないとか、いろんな問題があるかと思うんですね。

今回、ひとり親にもアンケートをしているんですけども、回収率がちょっと低いので確実なデータではないんですが、就職や仕事のために行政に望む支援ということでは、3番目に赤い数字で、病気の子どもを預かってもらえることというのがやはり入っているんですね。ですので、今、1園で実施をしていますが、例えばそのまま増やしたときに、同じ形態ということではなく、時間の拡大ですとか、預かり方の工夫ですとか、そういうことは当然議論する中で、また、ニーズを調査する中で、やはり求められているということは確実だと思いますので、ここは多様な保育といいますか、保育ニーズという中では応えていく必要が行政としてあるのかなと思っております。

【会長】 一時預かりも病児・病後児もニーズとして確実にあるということですね。

【委員】 またあるんですけど、養育が困難な家庭の支援としての緊急保育ということで、やはり4月時点で100%にしないという保育。いつでも必要になったらということも考えますと、そういうのはなかなか100%でないと、受け入れとか運営が難しいということは、やっぱり公立がそのような役割を持つといいのかなと。最初は少なくとも随時受け入れることができるという保育園も必要かなと。

【会長】 現在、国立市では緊急保育の事業は行っていない？ 行っている？

【委員】 緊急であればもちろん対応はしていますが、何十人単位というのはやっぱりできないんですけど、どうしてもということであれば、公立では受け入れています。

【委員】 まず施設的にゆとりがあるのかどうかということもあるんですけど、ただ、こういう緊急避難的なところは、実際にはそういった基準を超えた状態でお預かりはしています。

【会長】 それは子どもの福祉の観点から、公的な、市が保育が必要だと判断した場合に、どこかの保育園に受け入れる体制が今とれているということによろしいですか。

【委員】 それは、あくまで短期的なものになるので、その間に、しっかりとした預け先を見つけないといけないということではあります。

【会長】 でも、とにかく今日、明日と受け入れが可能なような体制が、今現在とれているということでもよろしいですか。

【事務局】 例えばほんとうに緊急性があるって、ご家庭に何らかの事情があって預けたい。例えばショートステイとか、そういう制度がございますが、そういう形であると。ただ、それよりも、今言った2週間なのか、3週間、1カ月なのか。先ほど、なかなか一時保育は空きがないというお話があったと思うんですけども、そこは本来市として枠をとっておいて1カ月でもお預かりすることができるというシステムがあればいいんですけども、そこまではできていないのかなど。やっぱり、いっぱいいっぱい、かつかつの状態をやっていますので。そういう意味で、何らかの事情のある方、ご家庭に対しての支援として、こういう形が1つあるのかなということ、ただそれはそういった制度ではない……。

【会長】 まだ、きちんとした制度となっていないという理解でいいですか。

【事務局】 はい。今のような受け入れの体制があると思うんですが、今、育児支援サポーターの制度で、母子手帳の交付から半年までの方について、お子さんの育児のお手伝いですとか、家事のお手伝いをするというような制度なんですが、育児支援サポーターは、もう一つ側面を持って、要支援家庭、いわゆる虐待に発展するおそれがあるような家庭のお子さんについて、そういう課題があった段階で、関係者会議を開いて、支援が必要であれば制度としてお預かりしようというようなものがあるんです。

こういう保育の緊急チームを今後、ちょっと今、即何日間だけ離れたいとか、ちょっと離れたほうがいいというような状況のときに緊急的に措置をするというようなことをやっぱり考えていく必要があるのかなと思います。児童相談所のようなところは、なかなか、今、満所に対応ができないような状況が続いている中で、いわゆる育サポですとか、ファミサポみたいなのはボランティアの形で市民の方にご協力いただくものなので、そこはやはり行政がしっかり考えていくようなことが必要かなと思います。

そこには、ちゃんと課題としてケースで見ている必要もありますし、ただ、その場で、今日ちょっと離そうというような状況については離す必要がありますし、場合によっては、ショートステイみたいに今晚ちょっと泊まったほうがいいというようなことも、養育が難しいご家庭は増えているのが実態ですので、その辺はやはり考えていく必要があるのかなと思います。

【会長】 これを今後きちんと制度として、システムとして確立していく必要があるという課題だということの確認でよろしいでしょうか。

【事務局】 はい。

【会長】 9つの課題についてご確認いただいたということでもよろしいですか。

では、次の確認事項3に行きたいと思います。保育サービスの活性化と質の向上という確認事項です。ほかの自治体の事例などから抽出された事項が幾つか書かれています。

まず1つ目に、公立保育園民営化において、保育の質が担保されること、すなわち保育環境が最も重要視されなければならない。認可保育園は、公立か私立かに係らず、保育のねらいや保育内容については、厚生労働大臣告示の「保育所保育指針」に沿って保育が行われ一定の質が担保されることとなるが、具体的な保育方法については、各保育園が保育理念や保育方針に基づき工夫をもって行うこ

ととなる。よって、民営化前に、ガイドラインなどの規定を定め、事業者が保護者の意見・要望を取り入れながら、現行の公立保育園の遵守すべき保育内容を引き継ぎ継承できるようにすることが大切である。

2点目、公立保育園の民営化にあたっては、公立保育園の保育を引き継ぎながらも、利用者の声を大切に、集団生活、遊び、行事などの保育内容や教具の活用において、事業者の理念、特色を生かした工夫、改善により保育サービスの向上を図る必要がある。例えば、行事などについては、早い時期に変更し保護者からの不満の声があったとの事例をみると変更が必要な場合においては、保護者との丁寧な意見交換が必要である。

次に、保育の質の向上のためには、日々の保育を常に振り返り見直していく必要がある。保育園民営化が、その大きな機会となるよう市、事業者が保育事業をどのように進めるか、民営化を進める前段、あるいは民営化後も引き続き行事や保育手法等に関する課題の発見につなげ、これを市の全体の保育課題とできるよう仕組みや機会をつくるのが大切である。

次に、健康管理や安全管理は、保育にとって重要な取り組みで細心の注意を必要とする。引き継ぎにあたっては、従前から実施している訓練や研修とマニュアルなどをよく引き継ぐことが大切である。また、子どもが病気や怪我をした際などの保護者への報告としての「申し送り」などの手順の徹底が重要との事例は注視する必要がある。

続いて、公立保育園民営化において、若い職員が多く配置されることにより、その経験年数から育児相談などに対する保護者の不安の声が聴かれるケースがあるようであるが、この保育力の課題については、民営化に伴うことに限らず職員研修や人材育成等に力を入れスキルアップを図ることにより、保護者相互の信頼を得ることが大切である。なお、保育の質の対応として、民営化後に常勤職員の比率を高くした事例や、法人内の異動あるいは外部からの経験職を採用するなどにより年齢・経験年数のバランスを考慮した職員配置に努めている事例がある。

といった以上5項目についてですけれども、こちらの5項目についてはいかがでしょうか。皆様、いかがでしょうか。お願いします。

**【副会長】** この審議会で初めから民営化に移行するに当たってという市長の意向を受けて始まったわけで、とはいうものの、いわゆる利用者、保護者サイドだと、聞いたという話もあるでしょうし、当然ながら現職でやっていらっしゃる方々としても、民営化というのをすんなり受け入れていいものかどうか、あるいは強硬に反対したいという意見も絶対あると思う。その辺の感じはすごくわかりますし、大事だと思います。まして、決して公立を守るためというより、子どもたちの保育の水準なりをほんとうに心配しているというのがやっぱり第一に来ていると思います。

とはいうものの、これは審議会で民営化したいので検討してくださいという位置づけなんですね。民営化するかどうかというのは既定路線のように聞こえますけれども、あくまで市長からの諮問ということですよ。

それで、いわゆる公立保育園側と言う方はよくないですけれども、立場から言うと、やっぱりこの確認事項2の部分で議論するよりは、3の部分でしっかり作り込みをしないと、ほんとうに民営化で懸念している、いわゆる失敗例という言葉はよくないけれども、そういったものがほんとうに子どもたちの保育の状況にかかってくると思うんですよ。何を言いたいのかというと、この確認事項3の部分こそを審議するのが一番大事かと。

若干トピックはずれますけれども、私、ここの国立市の給食審議会の委員をしているんですが、実

は、狛江市に視察というか見学させていただいて、狛江市は中学校給食がずっとなくて、ついこの間、七、八年前によく、中学校は牛乳給食から始まったんです。それで、給食にするということで、三鷹市にある、これはちょっと伏せ字であれですけども、民設民営、パソコンで検索すると出てくるんですけども、いわゆるうまくいかなかった事例、完全に失敗した事例で、異物が混入したりとか、しまいには、民間の委託先が2月末ぐらいになって、来年と言いながら、来年度というのは、要するに1カ月先ですよ、1カ月半先のもうできませんということで、いきなり中断しちゃったという例があります。中学校給食ぐらいですから、中断でも何とかなるかもしれませんけれども、これが保育の現場でこういうことをやると非常に困る。実際にこういう事例はありますよね、民営化後というのは、それは認証で多いのかもしれない。

そういうことが起きないように、しっかり見張る、しっかりしてもらいたい。もちろん、これは審議会の後段でガイドラインづくりのところですけども、先取りして、むしろ、この部分でしっかり議論してほしいというのが、実は、先ほどからお伺いして感じていた点です。

立場はいろいろあるので、逆に、そのガイドラインの議論に乗っかることというのは、民営化を既定路線として認めたことになるのではないかという迷いも生じるんだとは思いますが、その辺は水面下で探りを入れるよりは、確認事項3にあるようなところを、題目だけでなく、ほんとうに実質化してほしいというのが一委員としての立場で思います。

【会長】 ありがとうございます。委員のご意向としては、ここをどのようにじっくり1項目ずつ。

【委員】 ちょっとオブラートに包んだ言い方になったんですけど。

【会長】 いかがでしょう、皆さん。しっかりここを議論したいというご提案がございましたけれども、それぞれの委員からご意見を出していただければ大変ありがたいんですけども。お願いします。

【委員】 私がわかっていないだけだと思うんですが、今、この確認している事項は、諮問に対する答申の文書となるもののたたき台なんですか。それとも、これはガイドラインのたたき台になるものなんですか。

【会長】 ガイドラインを作成する前に、これが確認事項ということになるので、この確認したことに沿ってガイドラインを作成することになると思います。

【委員】 答申とガイドラインは別に提出という形でしたよね。

【会長】 はい。

【委員】 例えばガイドラインに、ちょっとそこを踏み込んでいいかわからないんですけども、ガイドラインまで来たら、例えば職員の配置についてとかも、市町村によっては年齢別に何歳を採用しなきゃいけない、何歳代を採用しなきゃいけないとやったら、意に沿わない採用をしなくてはいけなくなったとか、そんな例もありましたし、世田谷の例でも、引き継ぎされる新しくいらっちゃった法人の方の居場所がなかったの、近くにマンションの1室を借りたみたいなの、そんなのがありましたけれども、そういったことで、失敗というか、過去の先輩方のうまくいかなかった例をできるだけ潰していけるような文言をたくさん盛り込んでいくべきだと、ガイドラインに関して思うんですけども、この諮問に対する答申というところでは、そういう話ではないんです。

【会長】 そうですね、もっと大綱的な、儀礼的なところで。

【委員】 わかりました。ありがとうございます。

【会長】 今回は第3回ですけども、一応、今回と4回、5回ぐらいまでで、第6回到答申案を



協議いたしまして、第7回で答申を決定するというような計画になっていたかと思います。その後、ガイドラインの作成についての審議に入ろうと思います。

【副会長】 1点、さっき言ったのは別に私の意見としては、私、何度もこの場で発言しているんですが、確認事項3、つまり、もし仮に民営化するとかなるというのがあったときに、その浮いたお金を、浮いたという言い方はよくかもしれませんが、追加的に得られる財源をちゃんと子育て支援に回してほしいと言いつつも、なかなかそうはならずという感触が事務局サイドから見えますけれども、この審議が後ろ向きになってほしくないというのがあって、やっぱり確認事項3が、活性化、質の向上、これは唯一と言ったらあれですけども、この中でプラスに行く方向なんですけれども、これも失敗しないで気をつけましょうぐらいなので……。

私も飲み屋談義をしているみたいで大変恐縮なんですけれども、やっぱり事務局サイドからも積極的な提案が欲しいんですが、ほんとうに公立でしか、あるいは国立市役所でしかできない業務とか、あれがここにもっと盛り込まれるべきで、失礼ながら、今の現状の公立でこういうことをやっていますというのは、場合によっては、いや、それは別に民営でもやっていますよというのは、前回もすごくばしつと言っていたところもありますので、もちろん個別には、とはいっても違うんですというのはいろいろあると思いますけれども、この財政状況で、ほんとうにそれは市役所でやる仕事なのかといったときに厳しい気がしている。私は民営化しろとは少しも思っていないですよ。守るのであれば、いや、これは絶対にできないでしょうというのがあるはずで、そこをもっと市役所サイドから言っていて、この確認事項3に盛り込まないと、この審議自体が、要はお金がないので民営化しますになってしまう。それは非常にもったいないので、この確認事項3をもうちょっと何かないんですか、公立でしかできないことをもっとやる。

おそらくそれは5番目の丸に関して、民営化に伴うことに限らず職員研修や人材育成などに力を入れ、保護者相互の信頼を得ることが大切だというのがありますけれども、ここの部分がもうちょっと市として出てほしいなと思います。でも、これはほんとうは我々が答申するので、我々が盛り込むんですよね。失礼しました。何かアイデアがあれば。

【事務局】 若干補足、そのお答えにはならないと思うんですけども、ここで確認事項3というのは、いわゆる民営化と呼ばれるものをして、それがほんとうに民営化、保育サービスが活性化するのか、質が向上するのかという議論をまず皆様にさせていただきたいと。例えば私どももよく保育園以外の部分では、民間が入ると、いろいろなサービス、宣伝効果もあつたりとか、例えば商品もいい、こういうものを減らせば。何か一般論としてあるんですけども、保育園について、では、それは何なのかというのはなかなか見えないのかなと思いました。

保育は何なのかということで、その前の13、14ページ目で、こんな課題がありますと。では、これをより充実させるには、公共なのか、民間がやるべきか、あるいは、これ以外にもまだ新しい保育、例えばこれは先生からお聞きしたいと思うことであるんですけども、それ以外にも新しい保育はこうなりますよと。それは公立はできないのか、あるいは、むしろ民間が取り入れているよとか、そういったものが多分あろうかと思っています。ただ、それがなかなか、ここに今15ページ目には多分あらわれていないだろうかと、委員がおっしゃる通りかなと思いますので、そこをもうちょっと私どももすぐに、そういった新しい保育、民間が提供する保育サービス、最新のものはこうですよと並べることはなかなかできないので、もし、そういったものが求められれば、より皆さんの議論が集約できるのかなと思います。そういったのをヒントに、新しい保育というんでしょうか、そういった部

分で何かもし委員から何かあればということになると思うんですが。ちょっと答えになったかどうかわからないんですけども。

【会長】 ここにも書かれておりますけれども、3点目、日々の保育の振り返りをどのようにしているかということなどについて、例えばドキュメンテーションを入れるとか、研修のあり方もどのようなことをしているのかということのを、私、国立市がどのようなことをしているか存じ上げないんですけども、まず、保育の質の評価ということで第三者評価というのも1つの項目としてはありますけれども、それから、保護者との関係ですね。保護者支援のあり方ということで、従来の保育者と保護者の間というのは、どちらかということ、保育者が指導というか、保護者は義務としていろいろしないといけないことがあるかということではなくて、保護者から主体的に運営にかかわっていくようなことが今の時代に新しく求められている動きで、だから、果たしてそれが公立でないといけないのかとか、そういうことではないのかなと思います。

ただ、公立では、やっぱり常に最新のものを、そういったことに敏感であって、最初の確認事項でもありましたけれども、いろいろなニーズについて先導してきたという前回のお話があったように、保護者のニーズを探っていくことと同時に、よく勉強していただいてということもありますけれども、例えば一時預かりも公立がやっていけば、私は個人的に本来は公がやるべきことではないかと思うんですね。別に公立がやらなくてもいい、民間がやってもいいんですけども、国立市がやらないといけないと思うんですよ。

それが公立園であろうと、私立園であろうと、国立市がちゃんとサポートして、そういった仕組みをつくっていく。発達が気になる子どものことをどうやって保育園、あるいはセンターなり、市の発達相談室なり、そういった障害児のネットワークのあり方と、それから、子育てのさっき出たような要支援家庭の中のネットワークの中で保育園がどういう役割をとっていくかといったところも含めて、やっぱりそれは今までどおりが全てではないという、常に、やっぱりこれから変革していく必要があると思いますので、そのあたりを先ほどいろいろな委員からご提案があったように、公私問わずに、国立市の中でお互いを検証していくということはとても大事なことだと思っております。

【委員】 以前、前回か前々回、委員からたしか公立なりのよさというのは、1つの例として、4園合同で小学校との触れ合いみたいな機会があって、すごくいいことですよね。小学校になったし、私も自分の子どもが小学校1年になったばかりで、ほんとうに入るときはすごいときどきしましたけれども、そういう敷居をすごく下げてくれてすごくいいんですけども、それは公立4園でないといけないのか。別に、むしろ市がしっかり音頭をとって、それこそ国立市にある保育園全部をオーガナイズしてやる。これはやっぱり呼びかけは市役所でしかできないですよ。それは別に公立保育園、公立公営でなきゃできないのではなくて、むしろ呼びかけ自体は、ほんとうに市役所サイドしかできない。別に民設民営がやりましょう、毎年、大体この時期やりましょうということの部分で、もっとリーダーシップなりイニシアチブをとってほしいと思います。

2点目は、これは文字起こしになるんですか、文字起こしでウェブサイトに掲載しますか。

【事務局】 議事録は、後で委員さんに見ていただいて、それを。

【委員】 公開ですけども、ウェブに残りたくないんですけど。

【事務局】 一応、ホームページに。

【委員】 文字起こしでも残すのかな。

【事務局】 はい。

【委員】 わかりました、いいです。でも、それはちゃんと仕事としてやっている。

今から申し上げるのは、別に私は民営化論者ではないし、これは委員に対して何か攻撃とか、絶対ないです。ただ、先ほど一時保育のニーズに関してあまりなさそうだと言いながら、委員から来たときに、全然違う反応でしたよね、ほんとうにぱんぱんだと。当初おっしゃっていた、一時保育はそこまで必要でなかろうみたいな話とは全然違うイメージなので、これは決して委員ですとか、公立保育園でなくて、むしろ、市のこちらの担当部署がそういった情報を全部園長さんにちゃんと共有していないことは問題で、そのこの部分のバックアップをちゃんともっと充実してほしいなど、さっき、その瞬間はつきり思いました。びっくりしました、えっと思って。

【委員】 私もデータだけだったので、申し訳ないです。

【委員】 いえ、ほんとうにそれはいいんです。でも、これはむしろ、はっきり言うと、こっちサイド、行政の責任で、私が懸念しているのは、そういったままで民営化すると、もっと希薄になっちゃうので。私が再三再四申し上げているのは、その部分、こちらとしても、多分、市長サイドから民営化すべしという方針を受けてすごく板挟みになっているとは思うんですけど、今、私にとっては、ほんとうにかいま見えた瞬間だったんです。これがいわゆる公立と現状との何か、よく民営化論者が言いますよね。そのこの部分は、ほんとうに担当部署がしっかりしていただいて、それができてからの民営化というか、両輪なので、別に、だから民営化しないという話ではないんですけども、そこをこの確認事項3に入れてほしいと、私はそれを再三申し上げた。

現場の保育士さんは、ほんとうに市の職員である必要があるかどうか、かなり、これは意見が分かれるところですが、今言ったような情報の共有、あるいは小学校1年への橋渡し、市全体で、みんなこれ市役所にしかできないものということで、ここにほんとうに力を入れてほしい。そのために、例えば人員が必要だ、予算が必要だ、そこでやむなく例えば民営化になるとか、そういったポジティブな方向でぜひつけてほしいと、ずっと私は申し上げている。

じゃないと、次のページの確認事項4になってきて、要はここなんだろうという話になっちゃう。決してこれに終わらせるべきではないので、だから、確認事項3を、何となくお題目ではなくてほんとうにもっと、多分、事務局でも考えていらっしやると思うんですけども、むしろ、もっとこっちをやりたいというのをを出していただきたいなど私の強い意見です。黙ります、十分言いました、失礼しました。

【委員】 全く情報がないということではないはないんですけども、やっぱり弱さという点では、保育園は保育園で、公立の場合は4園あって、職員がそれぞれその中で異動はしていますが、かわらないんですね。職員の中身はそんなに大きく異動とかはない、異動はありますが、いる構成は変わらない。やっぱり私立保育園のすばらしいところは園長さんがかわらず、ほとんどその思いでずっとやり続けるという強さがあると思うんですね。市は、やっぱりそれぞれの係の方たちがかわっていったりすることがありますね。もちろん、市の職員の体制で、それは当然のことだと思うんです。そういうところでの弱さというのはあるなと思ったときに、先ほど全体的な国立市を見たときの必要性というところを、全部の園がやらなくてもいいなという思いで、私は先ほど一時保育のことを、世田谷を見たら、それが大きな要件に上がっていたので、国立市はそういうのはたくさん園でやることは、それほどでもないのかなと。国立市の直系のほんとうにいろいろなことがわかり合う大きな1つの総合的なものができて、そこで発達支援のことも、いろいろな心配、いろいろなニーズがかなえられるようなものを1つつくって、そこが発信元となって、児童青少年課の中の保育園なんだけれども、保

育園のそういう経験者がいろいろなところを回って、把握できればいいなという思いがあります。それは公的な役割かなという。

【事務局】 事務局としてあまり説明し過ぎないで、今の件で、今のお話、ほんとうに真摯に受けとめたいと思っています。今現状としては、公立園の園長会があって、課長がちゃんと毎月毎月話を聞いて、個々の保育課題、例えば4園を運営していく課題、それはちゃんと職員会議でやられていて、それをこちらで受けとめて、いろいろな職員の課題も含めて、そこで話題になっております。

ただし、今、委員がご指摘のとおり、全体の保育行政をそこで議論することは、今まで確かになかったのかなと。結果的には個々の課題が全体の保育行政につながることで、それは皆さんが個々の保育士が意識されたと思うんですけども、それを紙におこすとか、何らかの市の計画、保育の何らかの計画を生かすという機会も少なかった。それが今の市政になって、市長からも公立私立かかわらず議論する場を設けなさいということも受けて、今まさしくおくれながらもそれにとりかかっています。ということで、それは私どもが反省して真摯に受けとめるべきかなと思っています。

【会長】 委員のご提案だと、確認事項3の中に、市の責任なり役割というのをどこかに明記するという考え方でよろしいでしょうか。

【委員】 はい。

【会長】 市が国立市の公私幼稚園問わず保育行政をどのようにしていくかということ、きちんとリーダーシップをとって、そういった定例会を持つなどして、民営化を進めるとともに、全体をコーディネートしていく必要がありますね。

【委員】 根本的にはつまり、これまでは公立保育園がやっているということで、保育行政をやっていたところがあったんだろうけど、それだけじゃなくて、それこそ過半数は私立ですから、そちらをちゃんとカバーするのを、これを機にやるというふうに1項ぐらい盛り込んでほしいなど、いや、盛り込みましょう。お願いします。

【会長】 委員、お願いします。

【委員】 ちょっといいですか。カバーするというのはどういう意味でしょうか。

【委員】 当然そう言っていましたね。例えば先ほど言っていた公立4園でやった新しい小学校に行く人たちというのを、公立4園に限らず、国立市にある保育園さん、あるいは幼稚園さんみんな、小学校ごとに集まるような日を1日つくる。わかりません。これは本当に、現場感覚はこっちへ行っても、机上の空論になっちゃって恐縮ですけど、そういった取り組み、つまり民営化するというのは、それだけ公がより手を引くわけですけども、そのときに、引いた手でまた違うプラスなこと、もちろん私立さんにはそれなりに事情があるので勝手に引こうみたいなアイデアは決してないんですけども、場を設けるとか、そういうのはできないですかね。

【委員】 私立保育園が公立保育園にカバーしていただきたいという気持ちはさらさらないですよ。別に同じ、対等ですから、何か教えていただかなければならないとか、そういうのは全然ないんですね。

【委員】 私はそれは決して言ってないですね。

【委員】 今先生がおっしゃった、幼稚園もそうですけれども、保育園から小学校へ接続ということについては、非常に今言われていますよね。私は東京都社会福祉協議会の保育部会の国立地区委員の代表で、調査研究委員会の委員をしています。そのセクションに分かれてリーダーをしていますけれども、毎月1回飯田橋の東社協保でやっているほかに周りでやっている。3年かけて、全公立

小学校と全公私保育園にアンケートを出して、それをもとに今調査分析を、ある大学の先生を助言者として、委員というのは全部園長ですから、国立市は公立が入っていませんが、東社協保育部会というのは公立、私立も入っているんですね。ほぼ全部の公立小学校と保育園に膨大なアンケートというか、調査をして、3月中に何とかまとめようと今必死に定例以外にやっているんですが、その中で、保育園から見た小学校へのアンケート、小学校から保育園に何を期待しているのかということについて今やって、普通は2年で調査研究をやるんですが、3年をかけて、あまりにも膨大で分析がし切れなくて、4月ぐらいには成果物としたいと思って、それを提言として出すわけなんです、アンケート調査をした中で、いろんな分析をして、例えば公立からはどうなんだろう、私立からはどうなんだろう、多摩地区はどうなんだろう、23区はどうなんだろうとか、そういう連続とか連携とかが距離によって違うのかとか、規模によって違うのかとか、非常に細かいアンケートをとっているんですね。

その中で言えることは、公立だから小学校と連携をとっているとか、私立だから連携をとっているとかいう顕著な差は出てきてないんですよ。ですから、ただ提言を最後に、今何人かで書いてまとめるといふ、助言者である大学の先生とすり合わせをしているところなんです、提言は調査研究委員がするんで、自分が提言に入っちゃうのはというのはそのとおりでと思うんですが、幾つかの項目をやる中の一つに、行政がやっぱりかなりかんでくれと。そうしないと、保育園だけ、幼稚園だけ、あるいは小学校だけではできないと。今、先生おっしゃったような、そういう地域で1つの学区に3、4つの保育園が来たり、多いところは20ぐらい来るのがありましたけれども、そういう中で、それを主導していくのはやっぱり行政なんだと。そこをきちんとやってくれないと、保育園側が公私を問わず言ってもなかなか来ないし、小学校でもやりたくてもなかなかいかない。

例えば小学校でそれができない理由は何かという、お金の問題ですとか、人の問題ですとか、あるいは時間がないとか、そういう項目をいっぱい載せて、どれなのかという分析なんかをやっているんですね。そういう中では、行政が主導してくれないとやっぱりできないと。いろんな先駆的なことをやっている自治体、多摩地区にもあるし、23区にもあるんですけども、それを先駆的にやっているところを、我々は全都的にやっていく必要があるのではないかと。そうしないと、発達の連続性、厚労省とか文科省が言っているのは、ぶつ切りにしないんだよということを言っているわけですね。そういうのは委員が専門でしょうけれども、先生おっしゃったように、行政がかまなきやどうしてもできないと。行政がかむということはお金もかかったり、いろいろするわけですけども、そういう意味では、最初の話に戻ると、そういう接続、保育園や幼稚園から小学校に行くことについてカバーするとかいうことは、別に公立にさせていただかなくてもいいという感じには思います。

**【委員】** 主張はすごく同じことを申し上げたと思います。

ありがとうございます。

**【会長】** 今出た保幼小の連携というところが、課題とかニーズに入れなくていいんでしょうかね、今そういったご意見が出ましたけれども。先ほどの2にも出ていますが、もしかしたら、まだ国立市で行政が主導して、きちんとそういったシステムができていないということかもしれないので10個目の課題として上げたらどうかと提案させていただきますが、いかがでしょうか。

**【委員】** いや、私はできていないとか言っているのではなくて、アンケートの結果で出てきたのは、そういうのを先駆的にやっているというのは、やっぱり行政が主導的にしていくところになってるなというのが見受けられたと言っているんで、国立市がそういうのをやっているとかやっていないとかっていうのは全然、そういうことを言ってるのではない。

【会長】 わかりました。9項目の幼児教育の充実というところには、そういう連携も含めたという意味合いも含めて、今後もさらに充実させていくということですね。失礼いたしました。

【委員】 いいですか。

もう1つは、幼稚園、保育園の問題ではなくて、教育委員会との連携というのはかなり形になりつつあり、それぞれが地域の小学校に、保育園に行く、幼稚園に行く、それから、今、小1プロブレムとか、ああいう問題で、やっぱり幼小のところで関連を持って、1つの形のものができてきたりしてきていますよね。就学直前の子どもたちと1年生とか。

教育委員会のあれというのは、幼稚園も保育園も全部先に行く機関なので、年に1回くらい、この間も教育委員会の主査がいらして、やりたいんですけども、年に1回やりますから、今まで、どちらかという幼稚園が、例えば立場的には教育委員会と結びついて、一番下の機関として位置づけがあったのが、幼保関連で一緒になって、そしてその上が、すぐに小学校に入るとするのは、この会としては、小学校では教育委員会なり、もうちょっと問題提起していただいたり、あるいは逆に、こちらから受け入れてもらったり、そういうようなことが、年に1回どこかで集まってやりますという問題ではないような気がしたんです。

先週、教育支援の方がいらしたかな。やっぱりそういうこともこの中にどういうふうに盛り込まれていくのかなと。ちょっとまとまらないで申し訳ないんですけども。

【会長】 今のは教育委員会とどのように結びついているかということですか。

【委員】 小学校ですね。就学を、こちらは送り出すとか、次のところに進んでいくところの行政的な部分との、逆に抱き込んでというか、うまく言えないんですけども。

【会長】 逆に言うと幼稚園を、児童青少年課がもうちょっと小学校の教育委員会の部分とどのようにつながりながら、保育園のところにも関わっていくかということでしょうか。

【委員】 はい。

【事務局】 この間、園長先生のところにも訪ねさせていただいてありがとうございました。

今、教育委員会も、小学校、今言われた小1プロブレムという問題もある中で、幼稚園、保育園、そういったところが、校長先生なんか一堂で会する会が実は今までも国立市はなかったんですね。あくまでも生活指導の先生が一堂に会して、幼稚園、保育園というのはあったんですが、そういったところを、今回新しく来年度からつくれないかなということで、各幼稚園を回らせていただいたり、私立の保育園、そして公立の保育園にも今指示をして、そういった会に参加していくと。

こちらには学童保育所というのももちろん関係してくるので、そういった全てのお子さんに関して、小学校、そういったところの垣根なく、今後進めていけるような形ということで、まずは施設の長が顔を合わせて、何でも相談しやすい体制といったものをつくっていかうかなというところからスタートしようとして動いている活動がございます。

それと児童青少年課とまた教育委員会で協力してやらせていただいたのは、うちの子こんなシートというものをつくらせていただきました。こちらは、八王子市で先駆的に進めているものがあって、親御さんがお子さんを小学校に上げるに当たりまして、自分のお子さん、自分の子どもはこんなことが得意なんだよとか、こんなことが不得意なんだよ、なのでよろしくねというような、まずは保育園だったり、幼稚園だったりすると、保育要録というのがあって、あくまでも事務的なものがあるんですけども、その事務的なものといっても、それはしっかりお子さんのことを書いているんですが、そこに保護者というのが入ってなかったというところもあったりで、ぜひシートというのを就学時の

健診のときに、入学のためにお配りさせていただいて、それをお持ちいただいて、まず親御さんが思っているお子さんの様子、そして今回お願いしたのは、幼稚園さんとか保育園さんとか実際にお子さんを預かっている施設の方に、確かにそうだね、でも私はこう思っていますよというのを、親御さんと施設が共有したものを小学校に上げることによって、いわゆる小1プロブレムというのを防いでいけたらなという思いがあったりしています。

それと、教育委員会は、もう1つ、いろいろ連携の中であるのは体力の向上というのも主眼に置いているそうです。こちらのは、小学校に入ってから、体育とかそういうようなものが本格的に始まってくるんですけども、やっぱり年中さんとか年長さんの段階でもう、遊びの中に体育の教育という部分で取り入れられないかということで、今、体育教師の派遣であるとか、こんな運動をしたらいいかということも含めて、ぜひそういった会の中でお話しできたらなということで、今、遅まきながら、そういったものを随時進めていくということをやっています。

【会長】 いかがでしょうか。

【委員】 全般の話を聞いて、とりあえずこの委員会とすると、国立市の民営化の話ですけども、いろいろ話を広げていくと、行政が主導を持って公と私の連絡を密に取り合う機会、あるいは幼保と小学校等も含めて、いろんな部分に対して手を伸ばして行って意見交換する場をつくってくれというのが多分皆さんのニーズなのかなと感じておりました。

実は先ほど委員がおっしゃったように、別の委員会でいろんなアンケートをするんだけど、その中に、どうやら国立市の公の4園にはアンケートが出てなかったようでしたし、それで、公からの意見は別にないとおっしゃられましたけれども、公も公で何か持っているはずだし、それは吸い上げるべきだと思っているし、それは別のところがやるのか、国立市が主導を持ってやっていって、だからこそ、そうやって吸い上げたものを、国立市オリジナルの子育ての支援方法というか支援を出して、それを1本通していくと、他からもいろいろ、一目置かれるというか、国立市はこういうふうにするんだよということをもっと強くアピールしていけば住みやすいまちになる、人が集まってくるまちになると思っているし、そういうものを決めていく話し合いになるんだろうなと思っていますし、厳しい言い方かもしれませんが、行政が主導を持って、イニシアチブを持ってやっていただければまともやすいのかなとは思いますが。

【会長】 きれいにまとめてくださいます。

ということになりますと、やっぱり確認事項3の中には、先ほど申し上げたような、保育行政に対して国立市がきちんと主導権を持って、質の向上とサービスの活性化を図るようなことを行っていくというのがまず第一に。

【委員】 埋め込みづくりというかですね、まとめやすいのは市だと思うので。どこにどう盛り込むかはお任せしますけれども、こういった方針を持ってやってくださいということだけが伝われば、いいかなと思います。

【会長】 そこであわせて、市が呼びかけをしてもらっても、保育園と幼稚園の職員たちが主体となって、よりいいことを考えて市に提案していってお願いしていくという形がとればいいのか。一番よくわかっているのは、現場の職員たちだと思いますので、呼びかけだけをしてもらえれば、あとはいろいろな意見交換が中でできるといいなと思います。

【委員】 いいですか。

【会長】 お願いします。

【委員】 今までの話を聞いていると、やはり公のものからの呼びかけにはみんなが集いやすい、あとはいろいろな人がそこからの情報を取り出しやすいとかいったことがあると思うんですけども、やはり公のもう一つの役割として、連続性という言葉みたいなものを入れていただくといいかなと思って、それは保育園や幼稚園と小学校の連続性というものもあるんですけども、ちょっと今保育関連とは離れますけれども、例えば先ほど委員がおっしゃったかかりつけ保育園みたいな話もそうですけれども、乳児のときにいらした保健師がかかりつけ保健師かというあの1回しかお会いしないわけで、やはりその方が何か問題を抱えていても、ずっと面倒見てもらわなくてもいいんですけども、変わらないのは行政であって、自分が行く保育園も小学校も中学校もどんどん変わっていくけれども、市はいつも市としてあるから、いつでも市だったらアクセスできるし、いつでも市はその人のことを知っていることができるという意味での連続性の親みみたいな、うまく言えないんですけども、それができるのは公しかないのかなという気がして、その人の所属が変わっても、年齢が変わっても、いつでも市はサポートできるよということですかね。

そういう感じで、それは保育とは関係ないんですけども、保育においては、例えば今回のでも、ゼロから2歳の保育園を増設すると、今度3から5歳で幼稚園や保育園を転園する方とかも出てくると思うんですけども、そういったところの連続性も必要ですし、そこから小学校の連続性も必要なので、いつも行政は1人の方がどうなっているかをバックアップしていけるよというようなことを入れてほしいというか、そこを公にお願いしたい部分かなと思います。

【会長】 保育のことだけに限定しますと、その子どもが国立市で生まれてから、地域、子育て支援も含めて、どのようなサービスを受けられるのかということも含めて切れ目のない保育サービスが受けられるよということでしょうか。

【委員】 そうですね、はい。

【会長】 そういったことも加えていただければと思います。

残り時間が迫ってきましたけれども、今日ご発言がない委員、お先にいかがでしょうか。何か。

【委員】 今伺ったことなどが充実されていれば、一番最初に、読み合わせで会長がおっしゃってください、国立で子どもを育てたいということにもつながっていくと思うので、安心して生み育てられるという中身を行政が責任を持つてということはすごく心強いと改めて思いましたので、そこを外さないようによろしくお願ひしたいと思います。

【委員】 1つだけあるんですけども、東社協保育部会に国立の公立保育園は入っていないということであって、アンケートは都内の認可保育園全てに出しているんです。東社協に加盟している加盟していないに関係なく。ですから、国立の公立保育園からも返事があるかもしれませんし、アンケートに答えていただいているかもしれませんし、答えていただけないかもしれません。ただ、どこがどう、学校が答えてくれたというのは一覧を持っていて、4園の中のある1園は答えてくれているのははっきりしていますけれども、ですから、認可保育園全て、東社協に加盟していないところに出していないということではないです。島も含めてと言ったら、島の人に怒られちゃうけれども、島嶼も含めて全て、そういうところからも回答をいただくと。

【会長】 多分なかよし保育園は東社協に入ってますか。

【委員】 入ってます。

【会長】 入ってますよね。

【委員】 公立も。



【会長】 だから公立も入っています、1園ですけどね。なので、研修とかも東社協に行っています。委員、何かありますか。

【委員】 もう、大丈夫です。

【会長】 委員、いかがでしょうか。

【委員】 この短い諮問期間の間に、いろいろざわめいてきましたけれども、やっぱり行政ももうちょっと像が見えるような、主導権を持ってやっていただいて、私どもがもっともっと肉づけしていくという方法でいかないと、ちょっと負担かなという気がしているのでよろしく願います。

【会長】 市はいかがですか、主導権を持って。この審議会自体ももう少し何か、ご意見が今出ましたけれども。

【事務局】 本当に、こういった意見が出て、もっともだなと言ったら変なんですけれども、やっぱり保護者と事業主さんなり、保育実施者というか、そういった方ともっと共通した、いろんな要望を行政は聞いていまして、課題解決しているつもりなんですけれども、共通で向かう方向性というのが、どこに向かっているのというのを行政として示さなくちゃいけないかなと感じておりました。それは今日の議論を受けて真摯に受けとめたいと思っております。

【会長】 確認事項3についてはもう少し市の主体性をに入れていただいて、行政として全体を主導していくような方向を加筆修正していただいて、次回確認させていただくということでよろしいでしょうか。

【委員】 時間ぎりぎりです。もし民営化の路線で書くならばですけども、つまり公立保育園をやることだけが行政の役割ではないよねという一文というか、書く書かないはお任せします。そっちの方向で、他に主導するだけではなくて。

【会長】 市ができることは公立保育園を運営することだけでなく、もっと全体をうまくコーディネートして、システムづくりをしていくことではないかということですね。

【委員】 はい。

【会長】 ということで、時間も時間ですので、次の確認事項4まではいけそうもないので、特にご意見がなければ、少し早いですけれども、今日は終わりにさせていただきたいんですけれども、よろしいでしょうか。

長時間ありがとうございました。お疲れさまでした。

【事務局】 次回の確認だけ。日にちが、詰まっております、次回2月17日水曜日、午後7時から市役所3階の第1、第2会議室ということでお願いします。

あと、会議録、前回のをお渡ししているかと思いますが、訂正が特になければ、これで本日をさせていただきます。

【事務局】 第2回目が、今、上がってきて校正をかけています。またそれは委員さんに確認いただくという形をお願いいたします、会議に間に合わなくて申しわけございません。

【会長】 では、今回は2月17日に、場所はこちらでいいんですか。

【事務局】 はい。市役所3階、第1、第2会議室です。

【会長】 ここではないんですね。隣の第1、第2が次回の会議室です。

また、次回、よろしく願います。

— 了 —